

【申込をする方へ】 金融機関窓口で手続きすることはできません。黒のボールペンで記入してください(文字が消えるボールペンは使用不可)。コピー等を保管し原本を「〒119-0233 新宿郵便局留 (独)日本学生支援機構」へ郵送してください。

郵送用

日本学生支援機構奨学金返還
口座振替(リレー口座)

自動払込利用申込書
預金口座振替依頼書



※日本学生支援機構記入欄	受付日	
	受付番号	

【ダウンロード専用】承認番号(TKD00128)

取扱金融機関等 御中

私は、日本学生支援機構奨学金を私名義の下記口座から自動払込みによって返還、または預金口座振替によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確認のうえ依頼します。
(※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。)

※口座情報(太枠内)をもれなく記入してください。

記入日 年 月 日

いずれか片方をご記入ください

ゆうちょ銀行	払込先口座番号	00190-9-579016	払込先加入者名	日本学生支援機構	払込日	割賦金支払月の27日 (休業日の場合は翌営業日)
	種目コード	166	契約種別コード	27	記号(6桁目がある場合は※に記入)	番号(右づめで記入してください)
					1 0 ※	

ゆうちょ銀行以外の金融機関	取扱金融機関名及び支店名(金融機関・本支店に○を付けてください)				預金種目	口座番号(右づめで記入してください)				
	銀行	信用金庫	労働金庫	信用組合	本店	普通(総合)				
	農協	漁協	出張所	支店						
本機構コード				※日本学生支援機構記入欄						
	6389					(振替日)	割賦金支払月の27日(休業日の場合は翌営業日)			

全員必ずご記入ください

預・貯金者名	フリガナ													
	氏名											届出印		
	住所													
	〒											TEL		
	携帯電話											<input type="checkbox"/> 印鑑レス口座の場合は✓		
<input type="checkbox"/> 預・貯金者宛に通知を送る場合は✓												<small>(奨学生と預・貯金者が異なり、口座振替加入通知等を預・貯金者宛に送付を希望する場合、預・貯金者の住所変更があった時には速やかに本機構へ届け出てください。)</small>		

※奨学生情報(太枠内)をもれなく記入してください。

《日本学生支援機構使用欄》

奨学生情報	奨学生番号																
	フリガナ																
	氏名											生年月日	昭和	平成	年	月	日
	住所																
	〒											TEL					
	携帯電話																
	勤務先名											※旧姓がある場合のみ記入					
	フリガナ																
	旧姓																

※金融機関使用欄	(不備返却事由)	(備考)
	1. 預金取引なし	
	2. 記載事項等相違(店名、預金種目、口座番号、口座名義)	
	3. 印鑑相違	
	4. その他	

検印	印鑑照合	受付サイン

※振替開始月については後日、日本学生支援機構からお送りする「口座振替(リレー口座)加入通知」でご確認ください。
ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。
機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

一 預金口座振替規定 — ゆうちょ銀行は除く

1. 独立行政法人日本学生支援機構から貴金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載の金額を預金口座から引き落としのうえ、支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解除するときは、私から貴金融機関に書面により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり独立行政法人日本学生支援機構から請求がない等相当の事由がある時は、特に申出をしない限り貴金融機関はこの契約を終了したものと見て取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかたがたに紛議が生じても、貴金融機関の責めによる場合を除き、貴金融機関にご迷惑をかけません。

【金融機関の方へ】 不備返送は下記送り先へお送り願います。
住所: 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-8-1 新宿ビルディング7F
宛先: 独立行政法人 日本学生支援機構 口座振替窓口 行

加入サイン
* 日本学生支援機構記入欄